

## 一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

島根県  
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、島根県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を双方で協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議を行っています。現時点における協議状況について、下記のとおり確認いたします。

### 記

#### 1. 道 路

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

##### ①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
9	簸川郡斐川町併川	出雲市高松町	7	出雲バイパスの現道。 現道で実施している補修工事の完了後に移管が可能と見込まれるもの。
合計			7	

##### ②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
191	県境	益田市中吉田町	15	左記区間の山陰道の整備完了後に移管が可能と見込まれるもの。
合計			15	

#### 【島根県意見】

全国的な高速ネットワークとして機能する山陰道の国による整備完了が大前提。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
	該当なし			
合計				

## 2. 河川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

① 早期の移管が可能と見込まれるもの

該当なし

② 一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

高津川水系

【島根県意見】

○ 高津川については、整備計画が策定されたばかりであり、少なくとも整備計画の内容の事業実施が一定の水準まで進んでから移譲されるべき。

○ 整備・管理水準が確保できる将来にわたっての財源・人員の措置が前提

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

以上。